

生活困窮者自立支援法の 施行状況等について

平成28年1月27日
厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

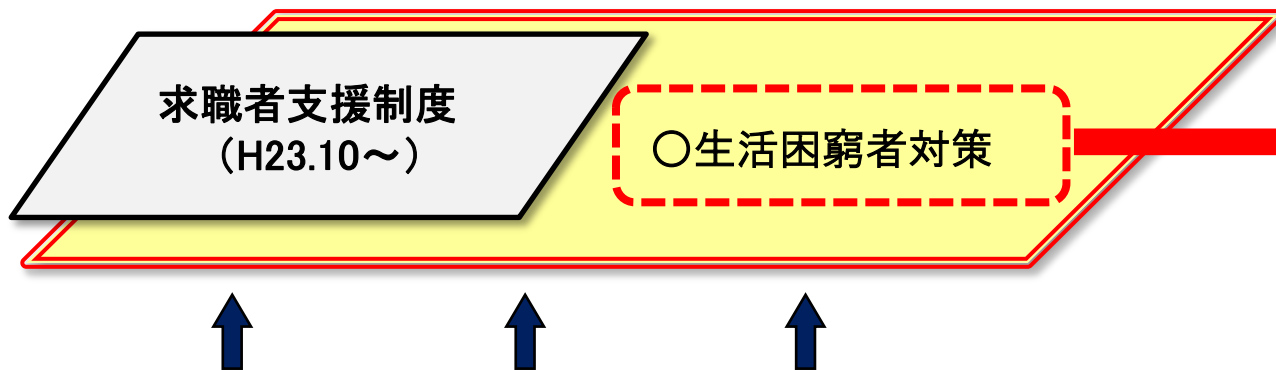
生活保護制度の見直しと新たな生活困窮者対策の全体像

生活保護制度の見直し及び生活困窮者対策に総合的に取り組むとともに、生活保護基準の見直しを行う。

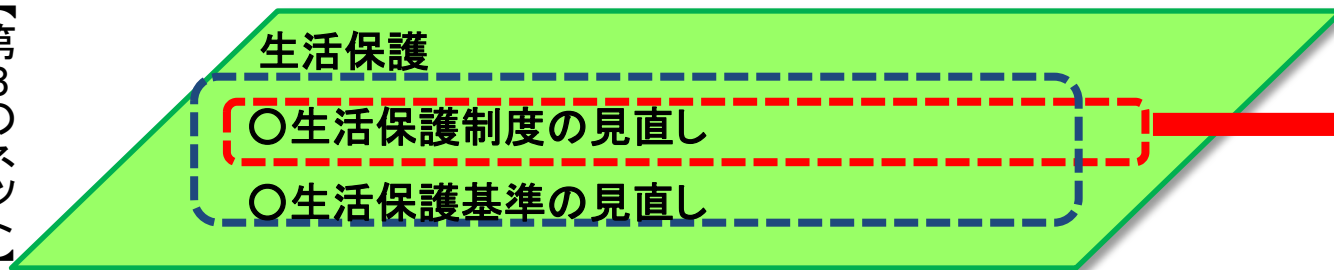
【第1のネット】



【第2のネット】



【第3のネット】



生活保護制度の見直し
及び生活困窮者対策
に総合的に取り組む

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）について

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

法律の概要

1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）

- 福祉事務所設置自治体は、「自立相談支援事業」（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）を実施する。
 - ※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能（他の事業も同様）。
- 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「住居確保給付金」（有期）を支給する。

2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施（任意事業）

- 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。
 - ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「就労準備支援事業」
 - ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「一時生活支援事業」
 - ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「家計相談支援事業」
 - ・ 生活困窮家庭の子どもへの「学習支援事業」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

3. 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定

- 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき「一定の基準に該当する事業であることを認定」する。

4. 費用

- 自立相談支援事業、住居確保給付金：国庫負担3／4
- 就労準備支援事業、一時生活支援事業：国庫補助2／3
- 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業：国庫補助1／2

施行期日

平成27年4月1日

新たな生活困窮者自立支援制度

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

〈対個人〉

・訪問支援等(アウトリーチ)も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援

・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能

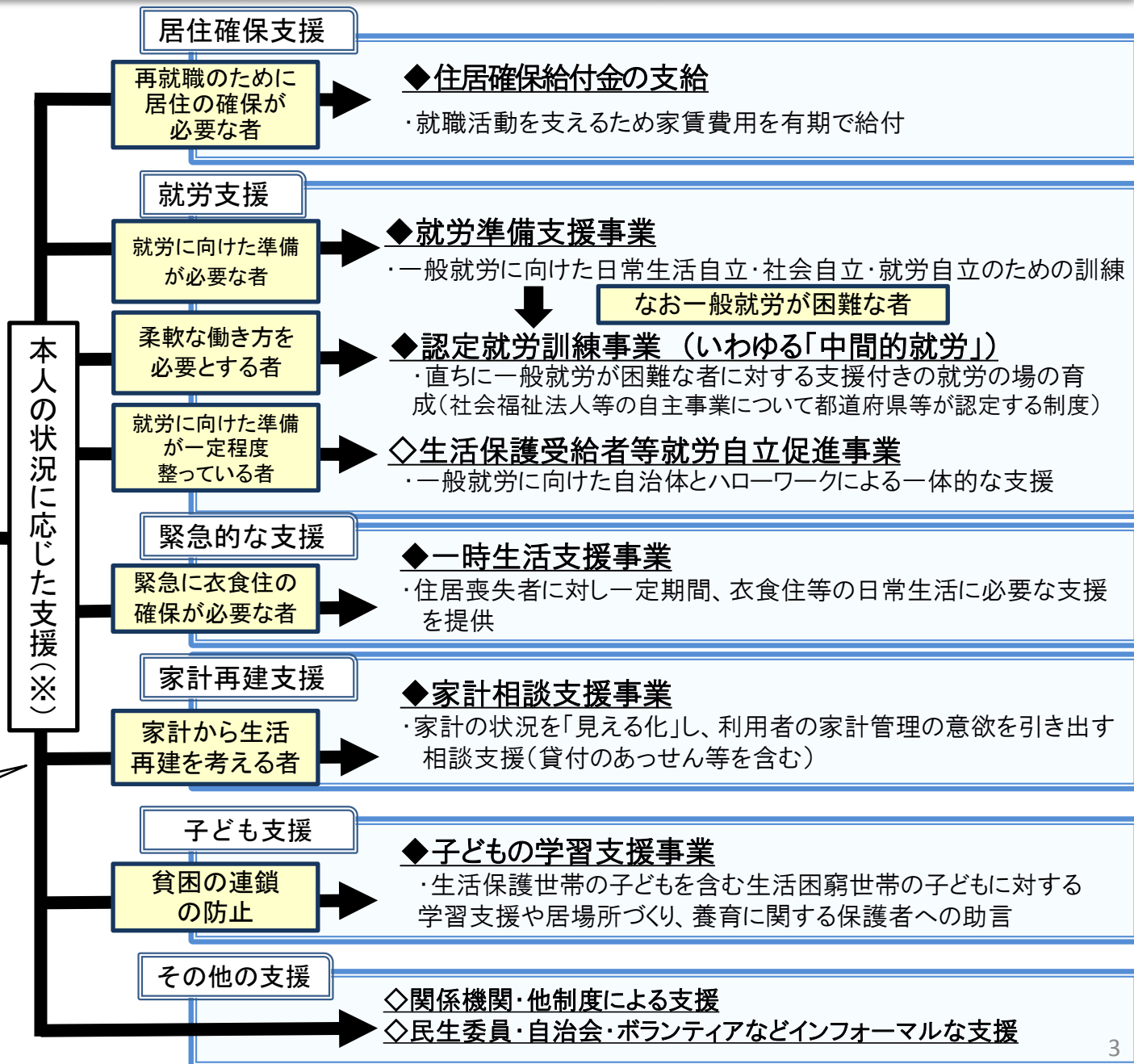
・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(自立支援計画)を作成

〈対地域〉

・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

基本は、自立に向けた人的支援を包括的に提供

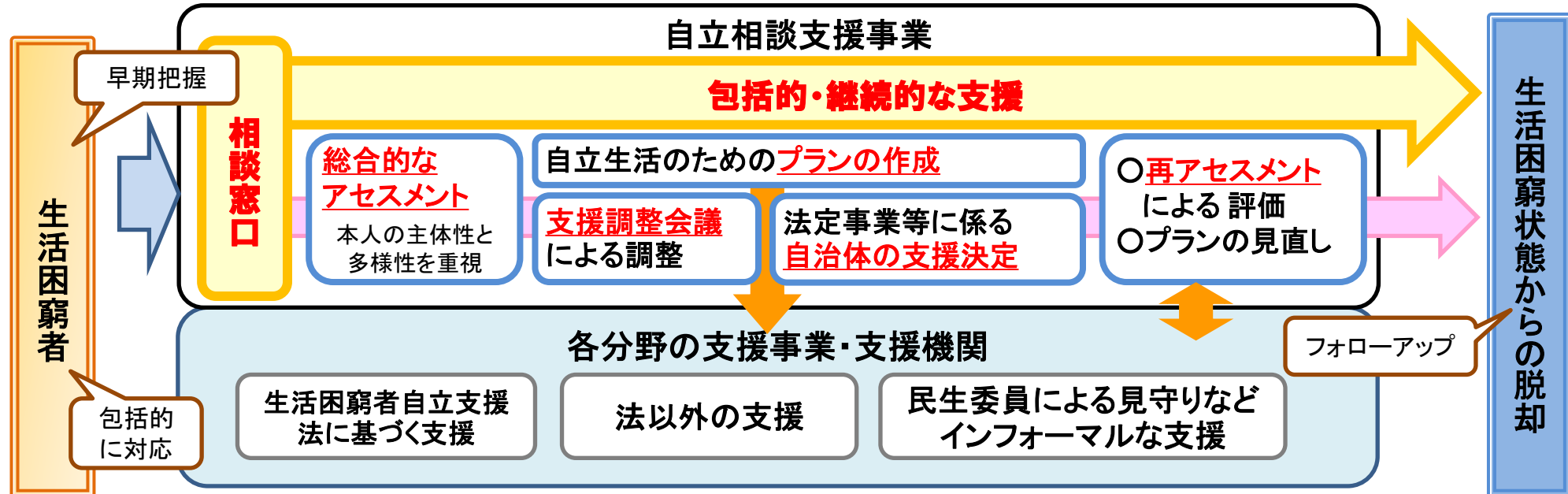
※ 右記は、法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意



自立相談支援事業について

事業の概要

- 福祉事務所設置自治体が直営又は委託により自立相談支援事業を実施。
 - ※ 委託の場合は、自治体は受託機関と連携して制度を運営。自治体は支援調整会議に参画し、支援決定を行うほか、社会資源の開発を担う。
- 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、
 - ① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析(アセスメント)し、そのニーズを把握
 - ② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定
 - ③ 自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施等の業務を行う。



期待される効果

- 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援。
- 生活困窮者に対する相談支援機能の充実により、福祉事務所の負担軽減とともに、社会資源の活性化、地域全体の負担軽減が可能に。

住居確保給付金について

目的

○ 離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者に対し、住居確保給付金を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を図る。

※ 緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）事業として平成21年10月から行われている住宅支援給付事業（平成26年度末までの事業）を制度化。

住居確保給付金の概要

➤ 支給対象者

- 申請日において65歳未満であって、離職等後2年以内の者
- 離職等の前に世帯の生計を主として維持していたこと
- ハローワークに求職の申し込みをしていること
- 国の雇用施策による給付等を受けていないこと

➤ 支給要件

- ①収入要件：申請月の世帯収入合計額が、基準額（市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12）＋家賃額以下であること。家賃額は、住宅扶助特別基準額が上限。
（東京都1級地の場合）単身世帯：13.8万円、2人世帯：19.4万円、3人世帯：24.1万円
- ②資産要件：申請時の世帯の預貯金合計額が、基準額×6（ただし100万円を超えない額）以下であること。
（東京都1級地の場合）単身世帯：50.4万円、2人世帯：78万円、3人世帯：100万円
- ③就職活動要件：ハローワークでの月2回以上の職業相談、自治体での月4回以上の面接支援等

➤ 支給額

賃貸住宅の家賃額（上限額は住宅扶助特別基準額）（東京都1級地の場合 単身世帯：53,700円、2人世帯：64,000円）

➤ 支給期間 原則3か月間（就職活動を誠実にしている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））

期待される効果

- 有期の代理納付という仕組みの中で生活保護に至らないためのセーフティネットとして、効果を発揮。
- 自立相談支援事業や就労準備支援事業との組み合わせにより更なる効果を目指す。

就労準備支援事業について

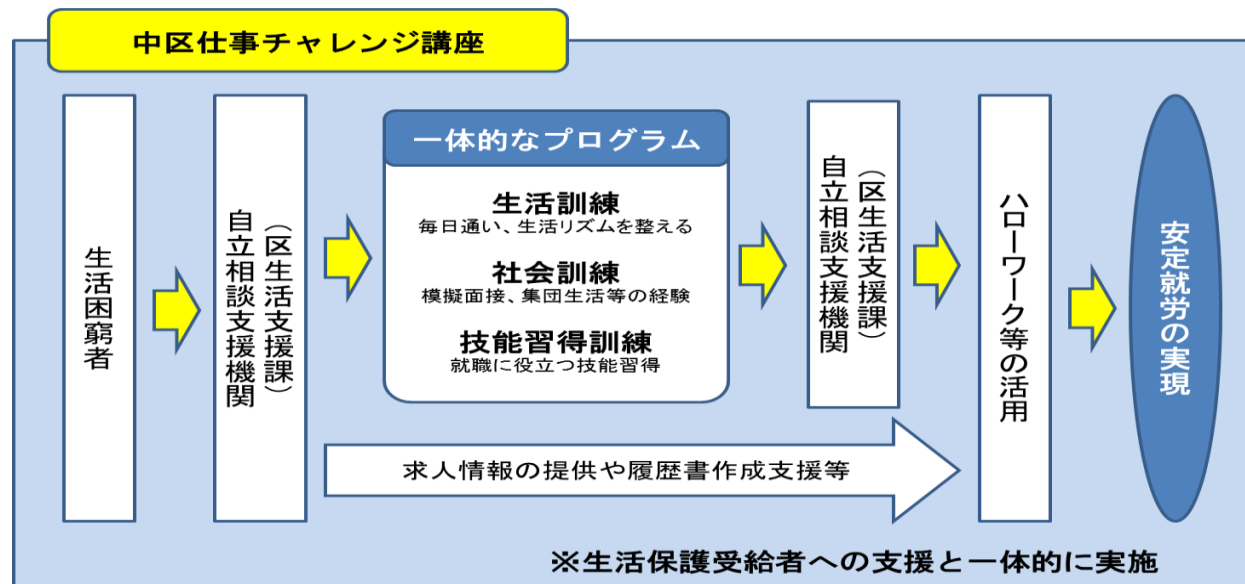
事業の概要

- 一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援する事業(就労準備支援事業)を創設。
- 福祉事務所設置自治体の事業(社会福祉法人等へ委託可)。最長で1年の有期の支援を実施。
- 生活習慣形成のための指導・訓練(日常生活自立)、就労の前段階として必要な社会的能力の習得(社会生活自立)、事業所での就労体験の場の提供や、一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の取得等の支援(就労自立)の3段階。事業の形式は、通所によるものや合宿によるもの等を想定。

支援のイメージ【横浜市】

横浜市における就労準備支援事業 (中区仕事チャレンジ講座)

- 平成23年10月から、中区生活支援課で新たな就労支援プログラムを開始(当初は、生活保護受給者に対する就労意欲喚起事業として実施)。
- 民間団体や地域と連携し、生活訓練、社会訓練、技能習得訓練の3つを一体的なプログラムとして実施。
- 平成27年1月現在、289人が受講し、うち248人が修了。(その後の就労支援で156人が就職。就労率63%)



期待される効果

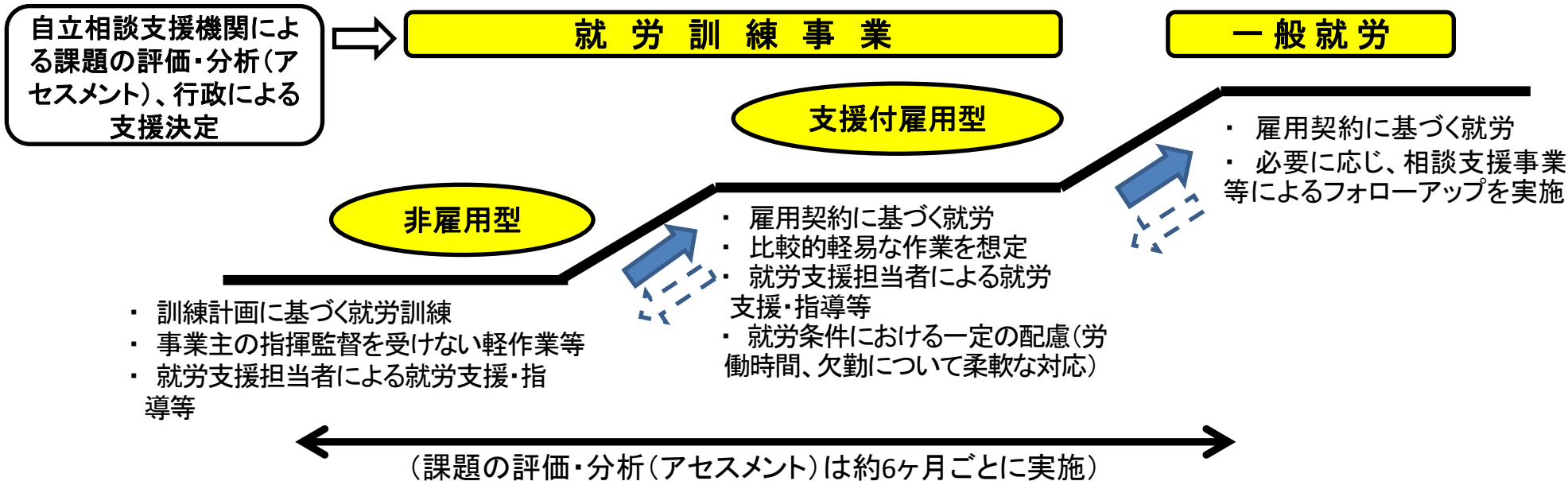
- 生活習慣の形成等、個人の状況に応じた支援を行うことで、一般就労に就くための基礎的な能力の習得が可能となる。

就労訓練事業（いわゆる中間的就労）の推進について

事業の概要

- 社会福祉法人、消費生活協同組合、NPO法人、営利企業等の自主事業として実施。対象者の状態等に応じた就労の機会（清掃、リサイクル、農作業等）の提供と併せ、個々人の就労支援プログラムに基づき、就労支援担当者による一般就労に向けた支援を実施。
- 対象者としては、就労準備のための支援を受けても一般雇用への移行ができない者等を想定。
- 事業実施に際し、都道府県等が事業を認定する仕組み。
- 立上げ時の初期経費の助成、税制優遇、優先発注、研修によるノウハウの提供等を総合的に実施。

支援のイメージ



期待される効果

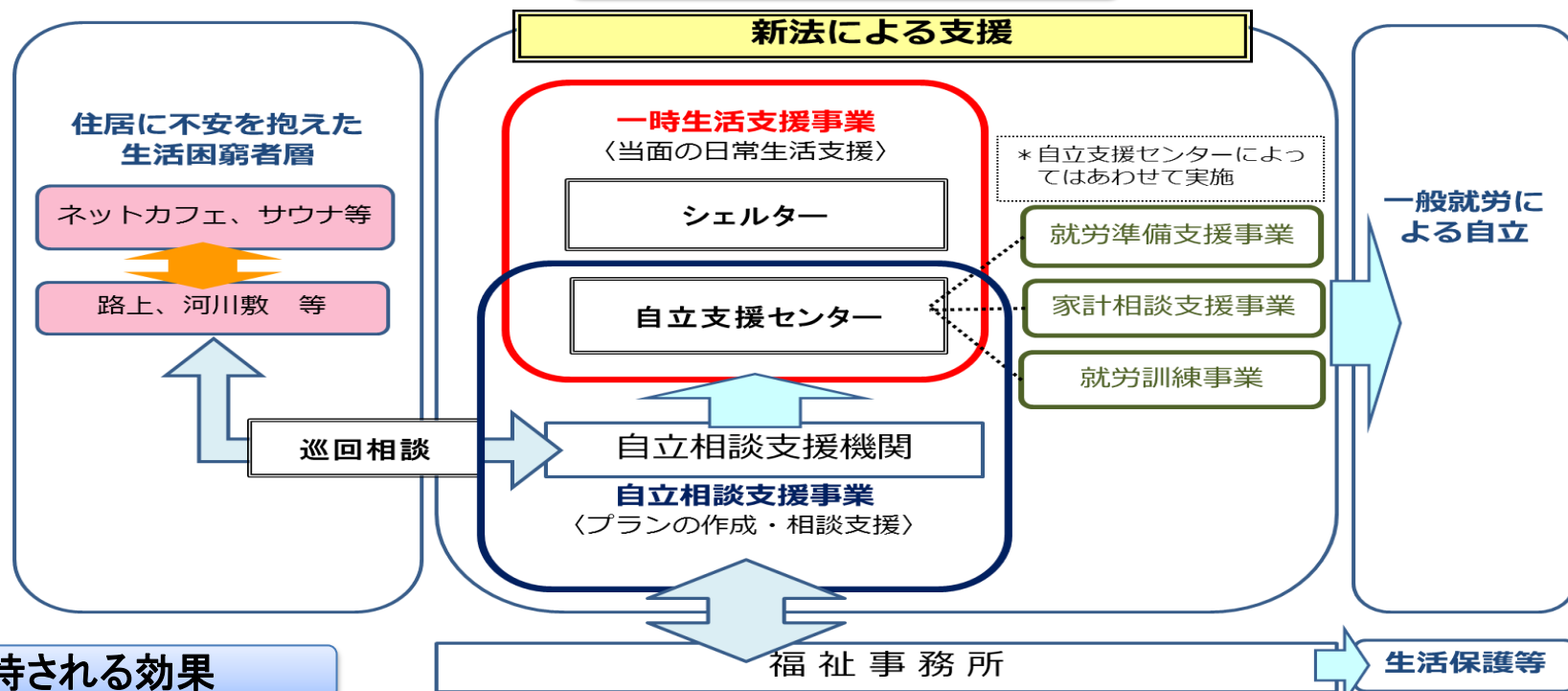
- 個人の状況に応じた支援を行うことで、一般就労や求職活動を行うための動機付け・準備が可能となる。

一時生活支援事業について

事業の概要

- 一時生活支援事業は、各自治体においてホームレス対策事業として実施してきたホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター）及びホームレス自立支援センターの運用を踏まえ、これを制度化したものである。
- 福祉事務所設置自治体は、住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、原則3ヶ月間（最大で6ヶ月間）に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与等を実施。
- ※ 職員配置に係る費用については、一時生活支援事業には含まれておらず、自立相談支援機関の相談員が必要に応じて支援を実施（自立支援センターの相談員は自立相談支援機関から配置）。

新法施行後のホームレス支援フロー



期待される効果

自立相談支援事業と緊密に連携し、又は一体的に運用することにより、利用中に、課題の評価・分析（アセスメント）を実施し、就労支援、更には就労につなげるなど、現行以上の効果的な支援を行う。

➤ 住居を持たない生活困窮者に衣食住というサービスを提供するとともに、状況によっては、本事業を利用している間に、仕事を探し、アパート等を借りるため等の資金を貯蓄し、自立。

家計相談支援事業について

事業の概要

- 福祉事務所を設置する都道府県又は市町村は、家計相談支援事業を任意で実施。家計相談支援事業は、家計表等を活用し、家計収支等に関する課題の評価・分析(アセスメント)し、相談者の状況に応じた支援プランを作成。具体的な支援業務として、
 - ① 家計管理に関する支援(家計表等の作成支援、出納管理等の支援)
 - ② 滞納(家賃、税金、公共料金等)の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
 - ③ 債務整理に関する支援(多重債務者相談窓口との連携等)
 - ④ 貸付のあっせん 等を行う。
- 福祉事務所設置自治体が直接実施するほか、地域の社会資源の状況に応じて社会福祉協議会や消費生活協同組合等の貸付機関等に委託が可能。

支援の視点

相談者自身が課題を見えるようになる支援

- ①家計の状況の「見える化」と根本的な課題の把握

ともに目標を設定し、家計の再生に向けて歩き出す支援

- ②家計支援計画の作成と必要な支援の調整

相談者が自ら家計管理を続けていくことの支援

- ③家計の状況のモニタリングと出納管理の支援

一体的・総合的かつ継続的に実施し、相談者が自ら家計を管理できるようになることを支え、早期の生活の再生を支援

支援の具体的効果

自分の家計の状況に対する気づきと理解

家計を再生しようとする意識の高まり

具体的な家計の再生の方針や支援の見通しの作成

・相談者が自ら家計を管理できるようになる
・家計が安定化する

再び困窮状態になることの予防

就職活動の円滑化

税等の滞納の解消

効果的な貸付の実施

期待される効果

- 家計収支の改善、家計管理能力の向上等により、自立した生活の定着を支援。

子どもの学習支援事業について

事業の概要

- 貧困の連鎖の防止のため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業を実施。各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫をこらし実施ができるものとする。

支援のイメージ(現行の学習支援に関する取組例)

平成27年度においては、300自治体において生活保護受給世帯等の子ども及びその保護者に対し、以下の取組を実施。

- 進路相談、中退防止のための支援を含む学習支援
 - ・学習教室においてボランティアによるマンツーマンの学習支援
 - ・家庭訪問による進学への助言、養育支援
- 居場所の提供
 - ・日常生活習慣の形成・社会性の育成のための支援



相模原市 の学習支援事業の取組例

【若者すだち支援事業】(学習教室の例)

生活保護受給世帯等の主に中学生を対象に、学習教室を開催。元中学校教員をコーディネータとして配置し、大学生ボランティアがマンツーマンで支援。毎回担当ケースワーカーも参加。

教室と併せ、夏合宿、クリスマス会、いも堀りなどのイベントも開催。

【実績】平成25年度は市内5カ所で開催。生活保護受給世帯の中学生中学3年生の対象者162人のうち、46人が参加。うち44人(96%)が高校へ進学。



【若者自立サポート】(居場所づくりの例)

生活保護受給世帯等の高校生、高校中退者等を対象に、居場所を確保。相談支援、学習支援や学びなおし、商店街等との協働によるボランティアが活動などへの参加により、幅広い生活自立支援を行う。

【実績】平成26年度は市内4カ所で居場所(拠点)を確保。



居場所piece



商店街での清掃ボランティア

高知市 の学習支援事業の取組例

【高知チャレンジ塾】

福祉部局と教育委員会が連携し、生活保護受給世帯の中学生を対象とした学習支援を実施。

市が雇用した就学促進員が定期的に家庭訪問し、保護者へ事業参加への働きかけ等を行うとともに、民間団体に委託して、教員OB・大学生などの学習支援員が週2回程度、市内5カ所で学習支援を実施。

【実績】平成25年度は生活保護受給世帯の中学生271人が参加。中学3年生55人のうちすべてが高校へ進学。



生活困窮者自立支援制度における他制度との連携について

- 生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業を中核に、任意事業の活用や他制度との連携により、本人の状態像に応じたきめ細かい支援を実施することが重要。
- また、地域資源の開発に当たっても、他制度のネットワークや他機関と連携することが重要。

連携通知^(注)で示した連携の例

(注)「生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携について」
(平成27年3月27日付け事務連絡)等

- ・ハローワークとのチーム支援やハローワークのノウハウの活用
- ・求職者支援制度の活用
- ・就労訓練事業における適切な労働条件の確保

- ・地域住民相互の支え合い等のインフォーマルな支援の創出
- ・地域のネットワーク強化等

- ・住居に関する課題への連携した対応

- ・支援調整会議と子ども・若者支援地域協議会の連携(共同開催等)
- ・子ども・若者総合相談センターとの連携

- ・多重債務者に対する専門的な支援との連携

- ・必要に応じ、生活保護へのつなぎ、生活保護脱却後の困窮者制度の利用(連続的な支援)

- ・ひとり親家庭特有の課題や、複合的な課題への連携した対応
- ・児童養護施設退所後の子どもの支援等

- ・本人の意向を踏まえつつ、障害の可能性や世帯の生活課題への連携した対応
- ・障害者支援に係る専門性の生活困窮者支援への活用
- ・認定就労訓練事業の担い手確保等

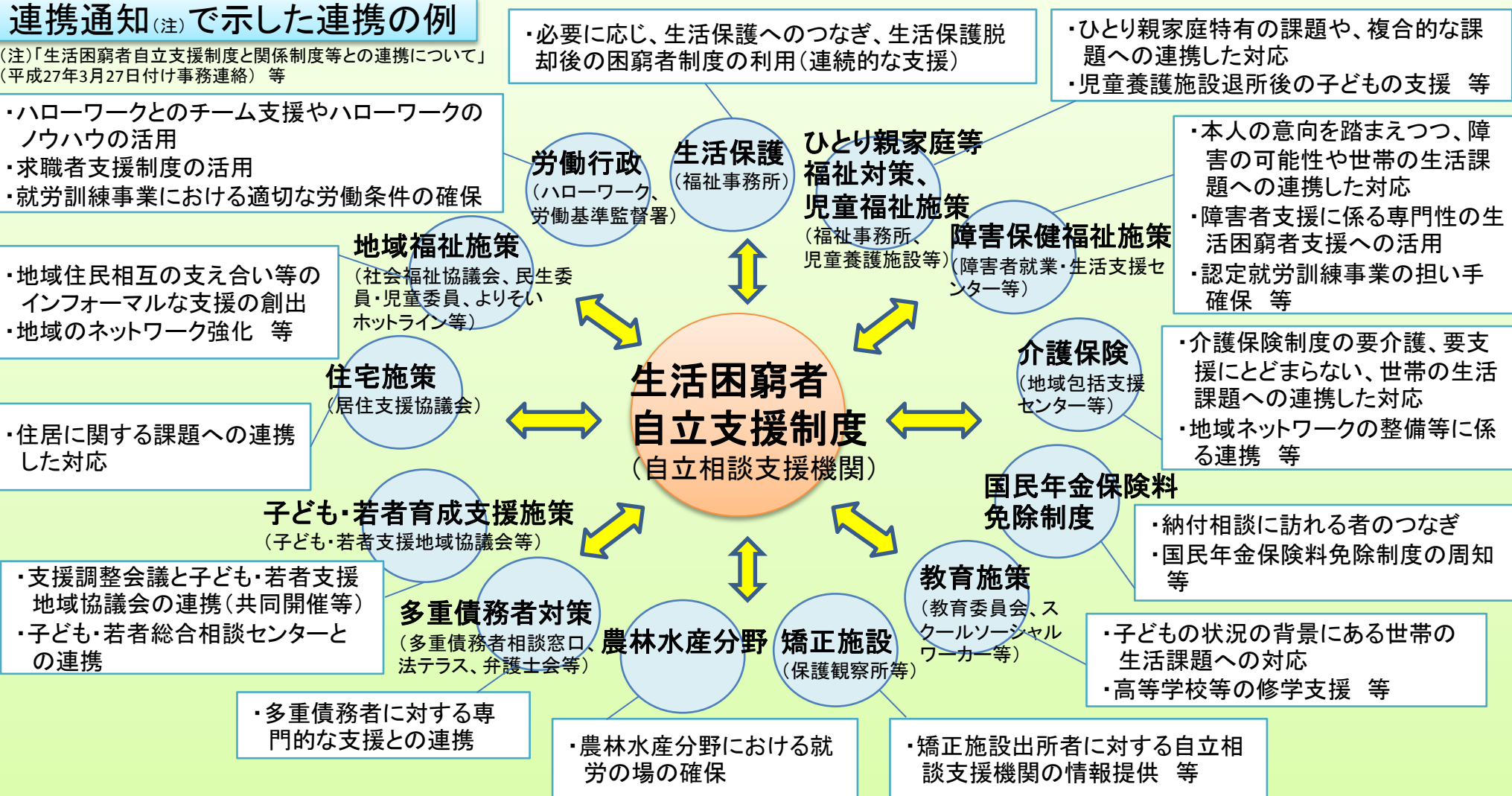
- ・介護保険制度の要介護、要支援にとどまらない、世帯の生活課題への連携した対応
- ・地域ネットワークの整備等に係る連携等

- ・納付相談に訪れる者のつなぎ
- ・国民年金保険料免除制度の周知等

- ・子どもの状況の背景にある世帯の生活課題への対応
- ・高等学校等の修学支援等

- ・農林水産分野における就労の場の確保

- ・矯正施設出所者に対する自立相談支援機関の情報提供等



※上記の例にとどまらず、本人の自立支援に資する他制度と連携した支援のあり方については国や自治体において引き続き検討していく。

生活困窮者自立支援制度における支援状況調査 集計結果（平成27年4月～10月分）

- 新規相談受付状況は、国の目安値に対して約8割の水準となっている。
- 就労・増収者数は、支援が進んでいくにしたがって、概ね着実に増加している。
- プランの作成割合は、依然として低い水準であり、支援を提供するための速やかなプラン作成の促進が必要。

【参考】今年度における国の目安値

- ①新規相談受付件数：人口10万人あたり20件/月
- ②プラン作成件数：人口10万人あたり10件/月
- ③就労支援対象者数：人口10万人あたり6件/月
- ④就労・増収率：40%

(件数、人)

平成27年4月～10月	新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数	増収者数
		人口10万人あたり		人口10万人あたり		人口10万人あたり		
都道府県 (管内市区町村含む)	89,657	15.4	15,235	2.6	10,039	1.7	7,367	2,974
指定都市	32,776	17.2	11,366	6.0	3,948	2.1	2,653	486
中核市	17,360	13.5	3,636	2.8	2,206	1.7	1,429	494
合計	139,793	15.5	30,237	3.4	16,193	1.8	11,449	3,954

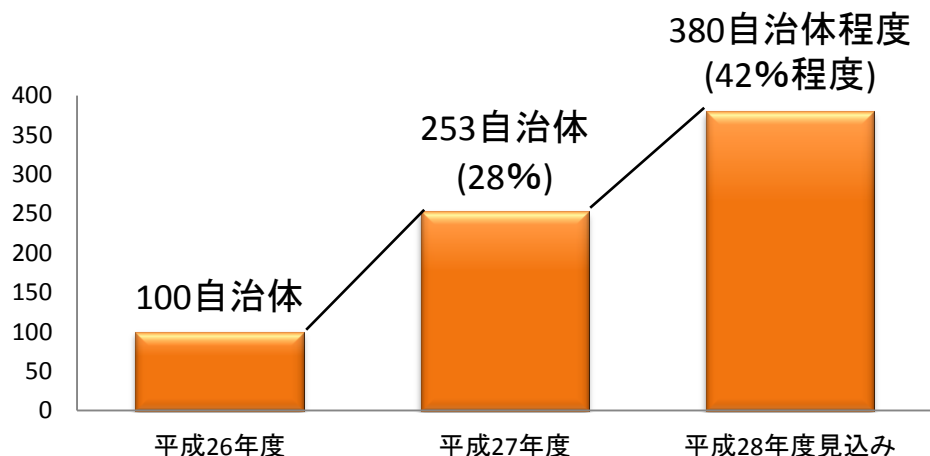
月別	新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数	増収者数
		人口10万人あたり		人口10万人あたり		人口10万人あたり		
4月分	23,938	18.6	2,911	2.3	1,858	1.4	1,020	320
5月分	19,737	15.4	3,103	2.4	2,047	1.6	1,336	412
6月分	21,039	16.4	3,911	3.0	2,635	2.1	1,768	585
7月分	20,636	16.1	6,250	4.9	2,480	1.9	1,888	663
8月分	17,997	14.0	4,700	3.7	2,369	1.8	1,701	648
9月分	18,308	14.3	4,493	3.5	2,258	1.8	1,798	634
10月分	18,138	14.1	4,869	3.8	2,546	2.0	1,938	692
合計	139,793	15.5	30,237	3.4	16,193	1.8	11,449	3,954

※ 各項目の数値は概数であり、今後の整理の結果、異動を生ずることがある。

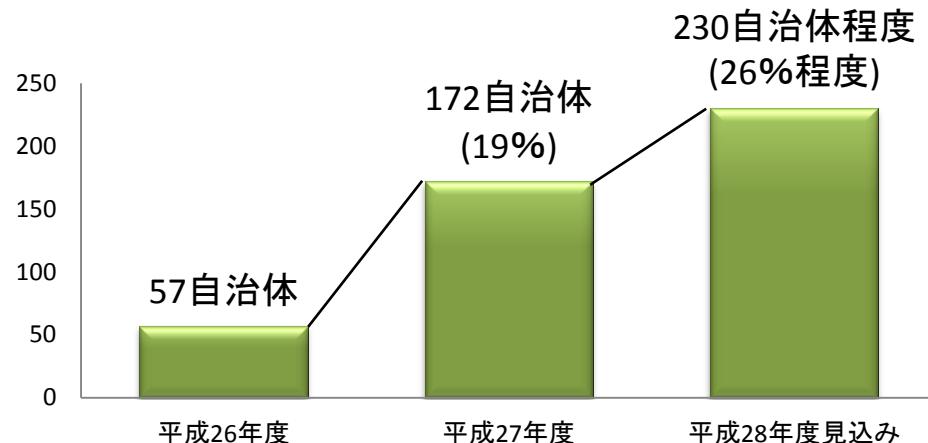
任意事業の実施状況について

○ 平成28年度の任意事業の実施予定自治体数は、平成27年度の実施自治体数と比較して、それぞれ大幅に増加する見込みとなっている。

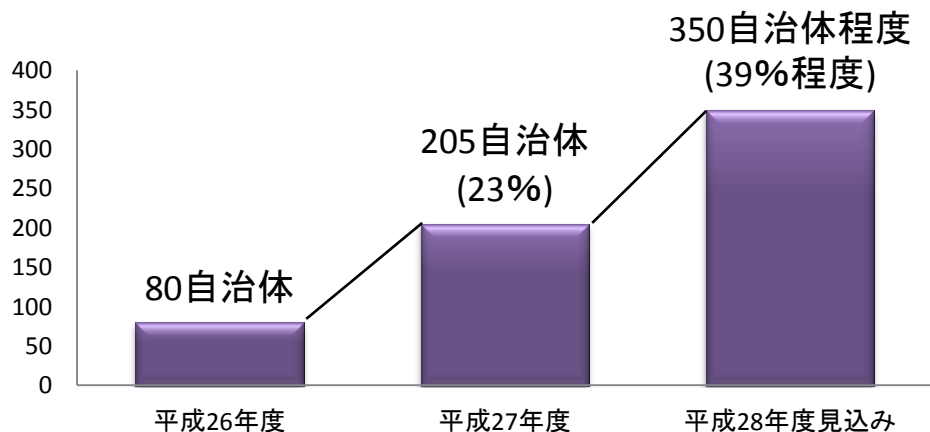
就労準備支援事業



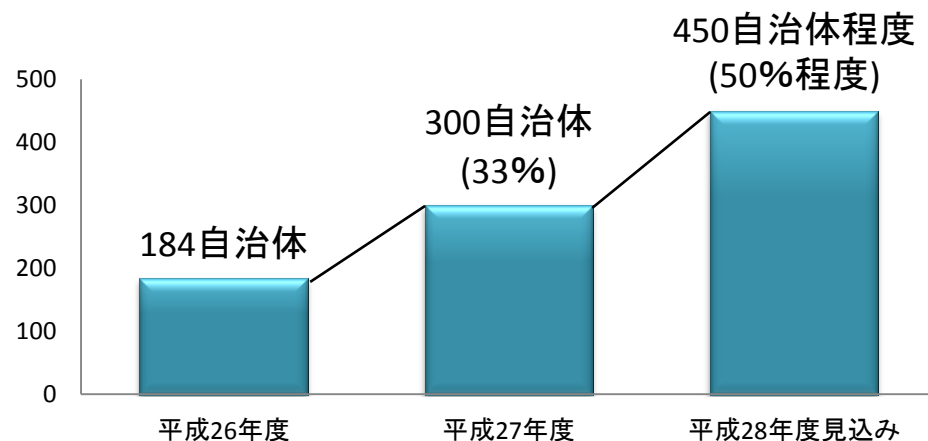
一時生活支援事業



家計相談支援事業



子どもの学習支援事業

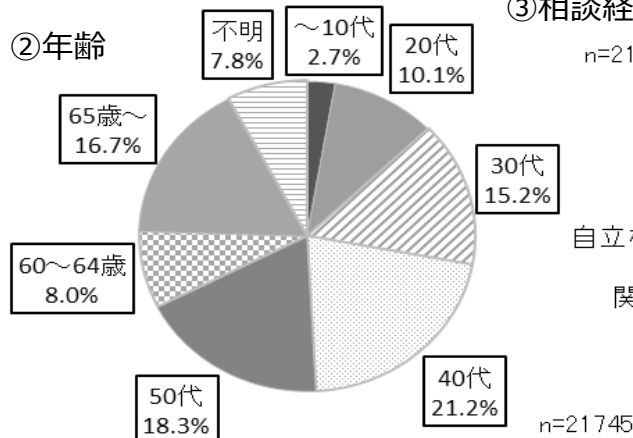
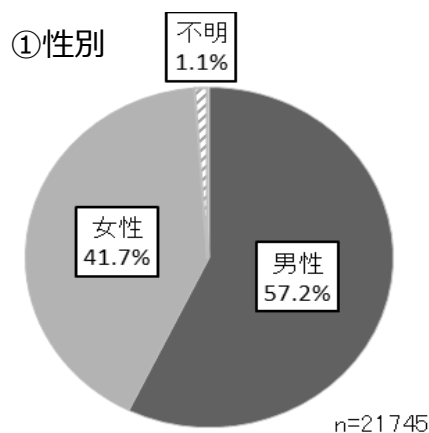


昨年度モデル事業における支援実績について

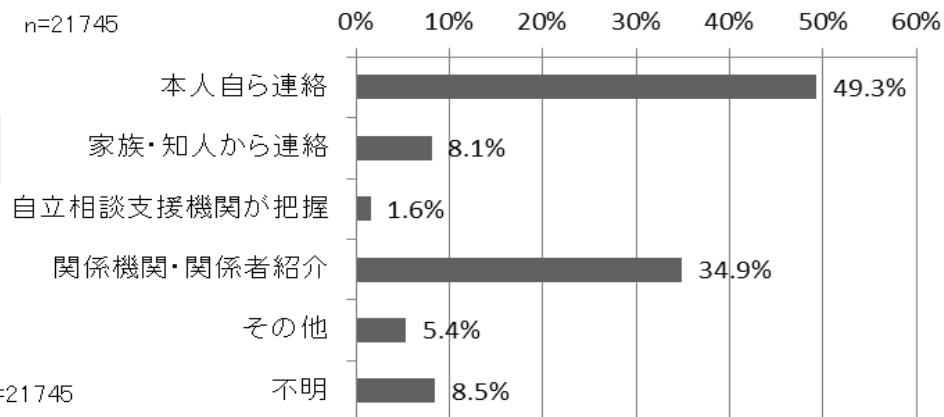
新規相談受付状況

- 相談者は男性が多く、また年齢は30～50歳代が多くなっている。（30～50歳代で5割強）
- 相談経路については本人自ら連絡が5割弱となっており、次いで関係機関・関係者による紹介が約35%と多くなっている。
- 人口10万人当たり置き換えた場合の相談件数をみると、月間平均が10件未満となる自治体が約65%を占めており、十分相談につながっていない状況が見受けられる。

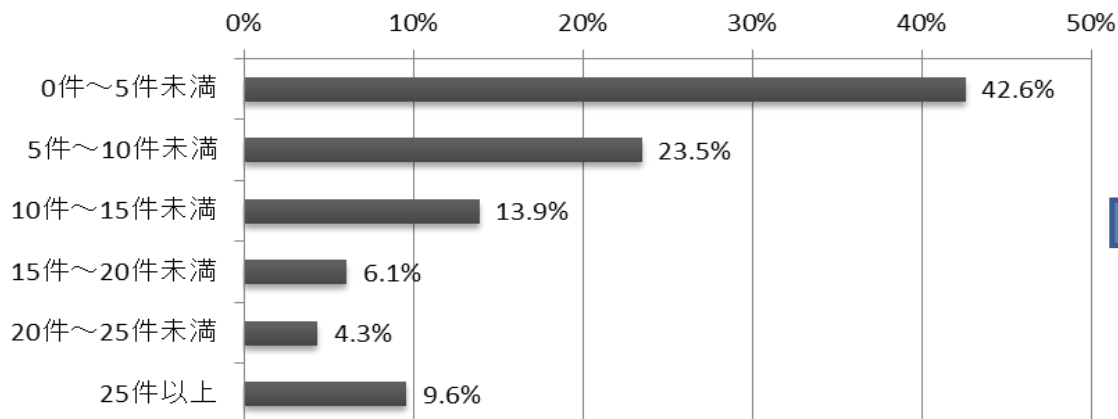
(1) 新規相談受付状況



③相談経路（複数回答）



(2) 新規相談受付状況（115自治体における平成26年4月～12月の人口10万人当たりの月間平均件数）



※事業の評価については、自治体において経済的効果のみならず幅広く行っていただくことが重要。その前提で、国においては、今年度、以下の目安値を参考として設定。

- <人口10万人・一月当たり>
- ・新規相談受付件数：20件
 - ・プラン作成件数：10件
 - ・就労支援対象者数：6件
 - ・就労・増収率：4割

調査対象自治体における支援実績（抜粋）について

調査の概要

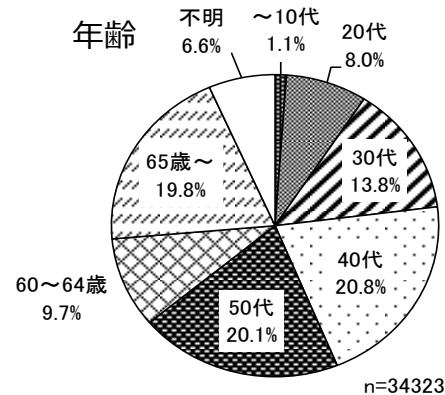
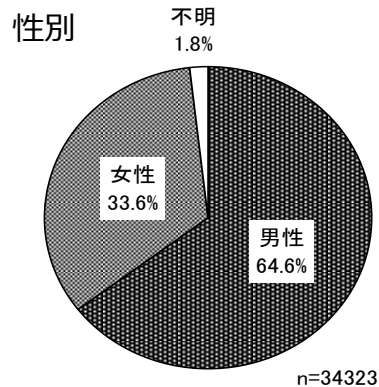
○平成27年度社会福祉推進事業において、自立相談支援機関における支援実績について把握するため、平成26年度よりモデル事業を実施していた調査対象自治体（121箇所）を対象に支援状況の調査を実施。

【実施機関】 みずほ情報総研株式会社

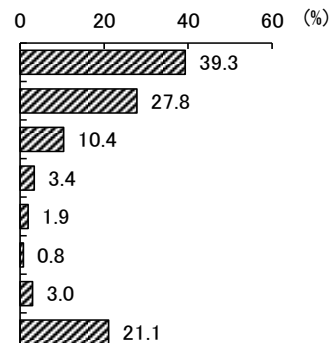
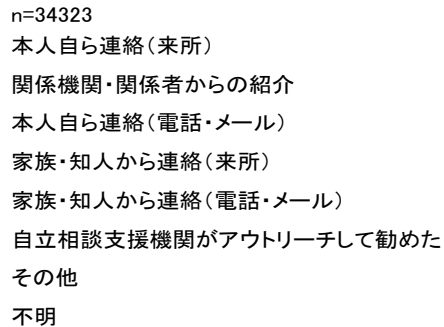
【調査期間・対象】 平成27年4月～平成27年9月新規受付ケース

【回収状況】 119自治体から新規相談受付34,323ケース、支援決定9,156ケース

1 新規相談受付



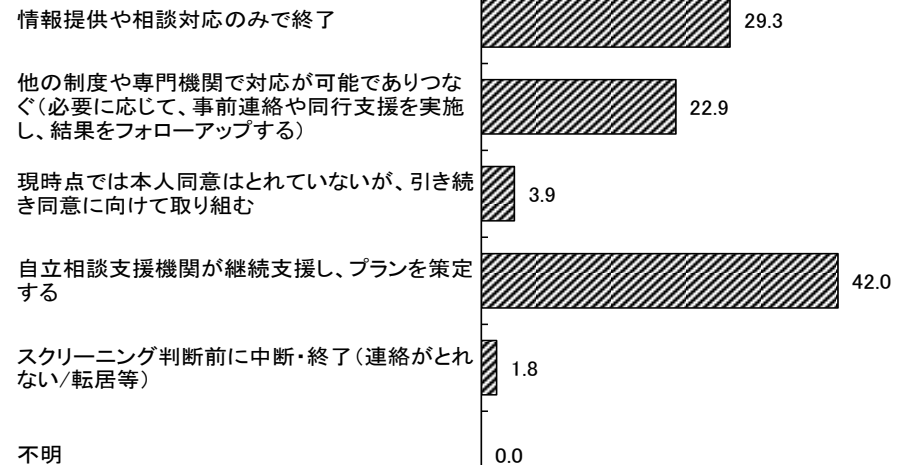
相談経路（複数回答）



2 スクリーニング

<自立相談支援機関の利用申込みの際の情報共有について同意なしを含めた場合>

n=28326

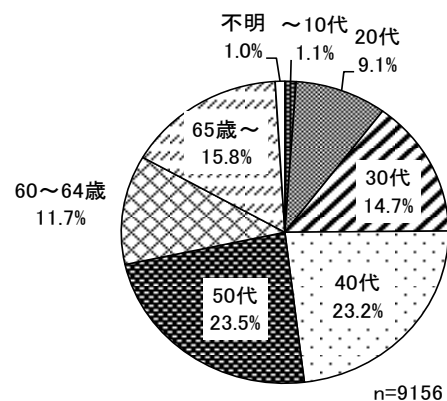


※新規相談受付の34,323件のうち、スクリーニングに至らなかったケース等を除いた、スクリーニング実施28,326件についての内訳。

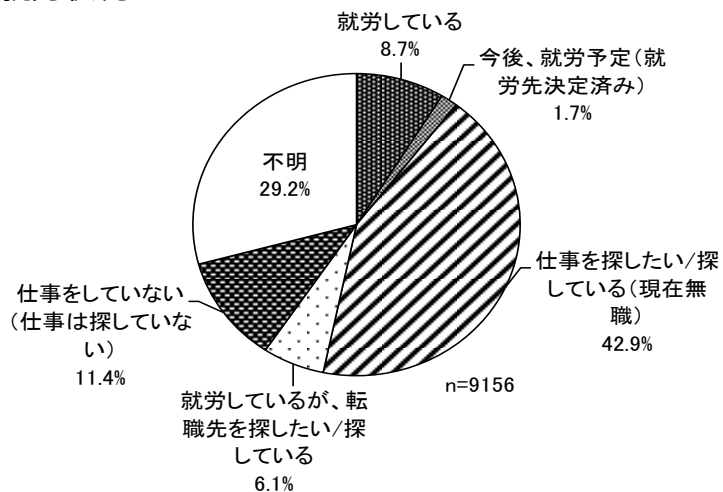
3 支援決定の状況

支援決定（初回プラン）ケースの状態像

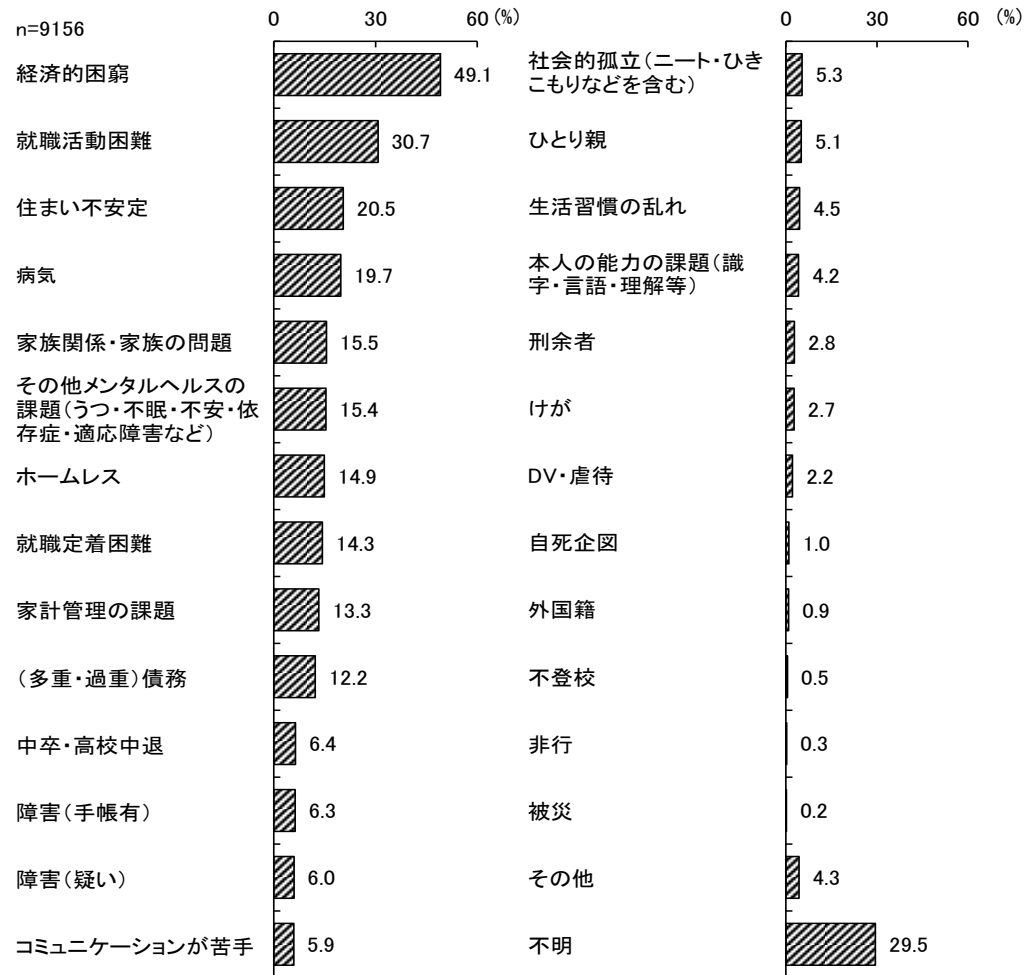
年齢



就労状況

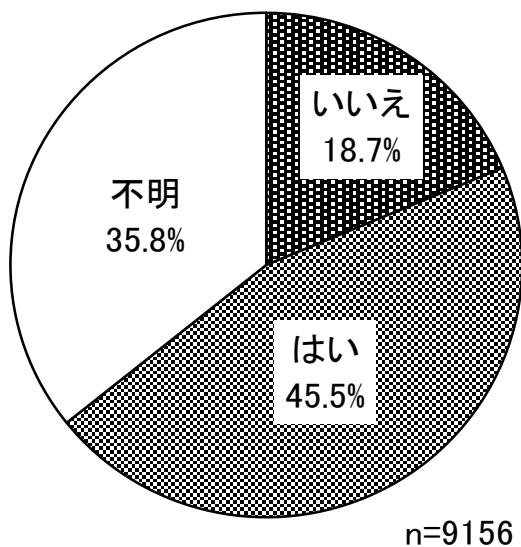


本人の状況（複数回答）

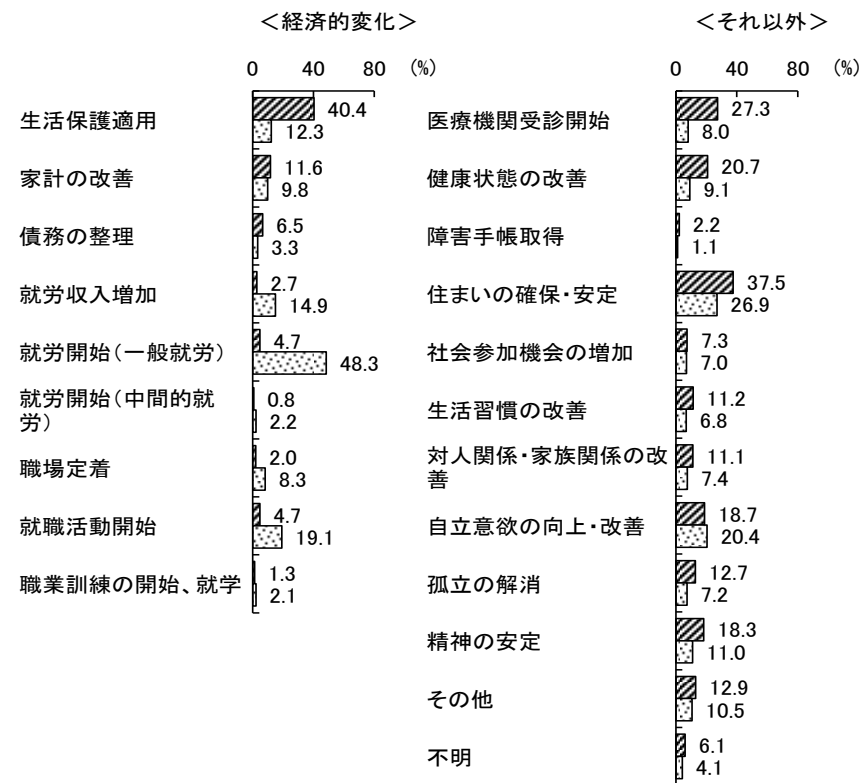


4 プランの内容

プラン期間内で一般就労を目標に掲げているか



プラン期間内での一般就労の目標と変化の内容



■一般就労達成を目標にしている n=1680

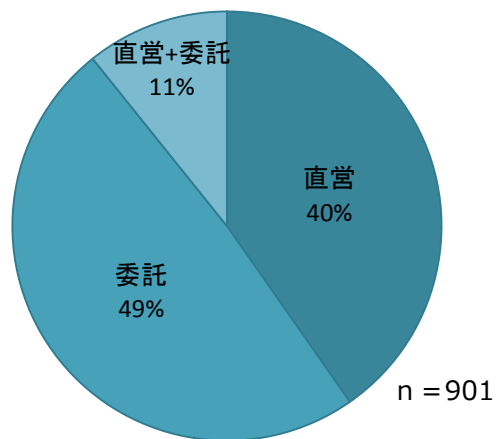
□一般就労達成を目標にしていない n=769

各事業の実施状況(平成27年4月調査)

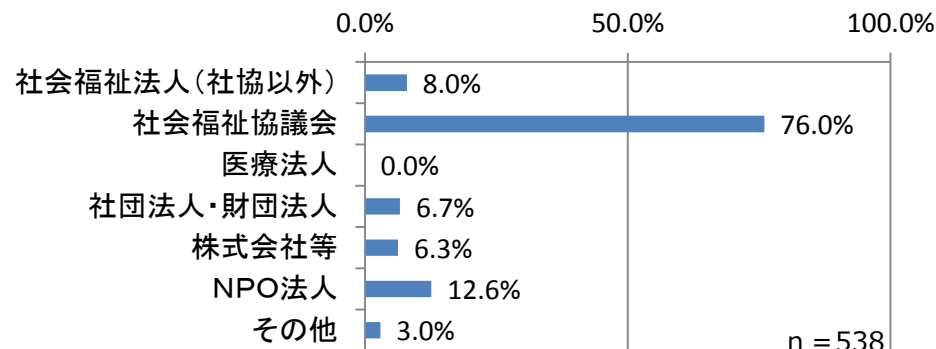
① 自立相談支援事業

- 自立相談支援事業の運営方法については、直営方式との併用も含め約6割の自治体が委託で実施しており、委託先は社会福祉協議会が約8割弱と多く、次いでNPO法人や社会福祉法人（社協以外）が1割となっている。
- 事業の実施場所については役所・役場内が約6割、委託先施設内が4割弱となっている。
- 約半数の自治体が被保護者就労支援事業と一体的に実施している。

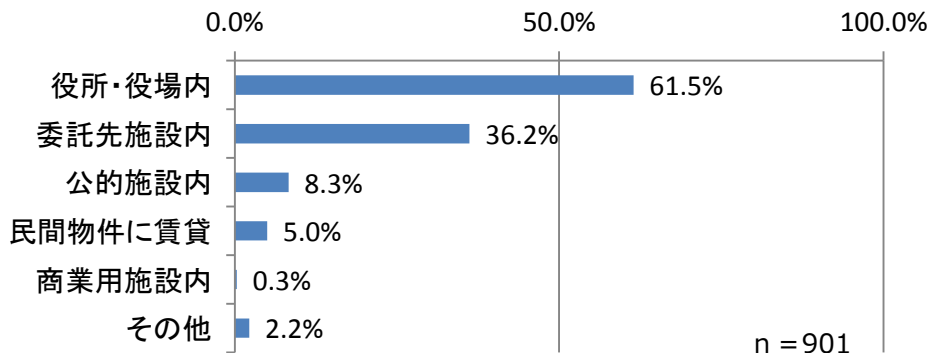
(1) 運営方法



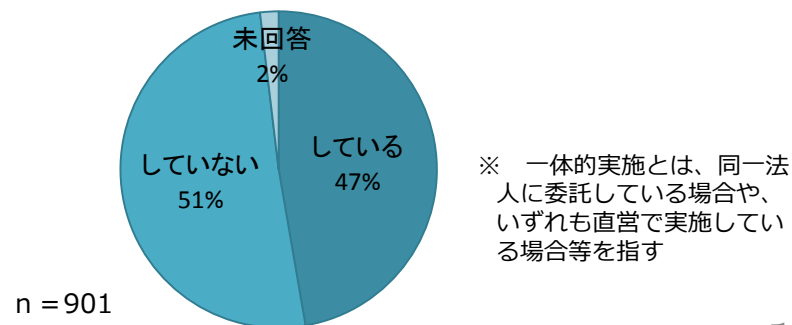
(2) 委託先 (複数回答)



(3) 実施場所 (複数回答)



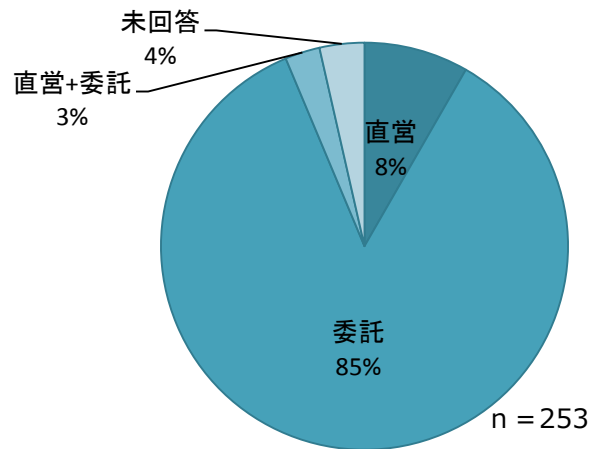
(4) 被保護者就労支援事業との一体的実施



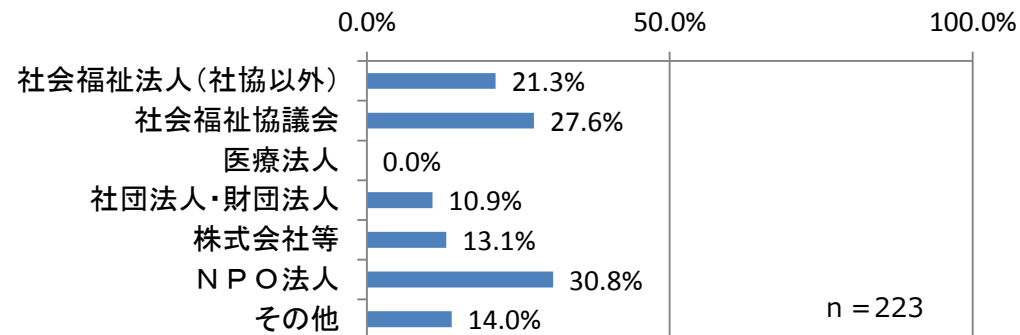
② 就労準備支援事業

- 就労準備支援事業の運営方法については、9割弱の自治体が委託で実施しており、委託先はNPO法人と社会福祉協議会が約3割と多く、次いで社会福祉法人が2割となっている。
- 事業の実施場所については委託先施設内が約6割となっている。
- 約半数の自治体が被保護者就労準備支援事業と一体的に実施している。

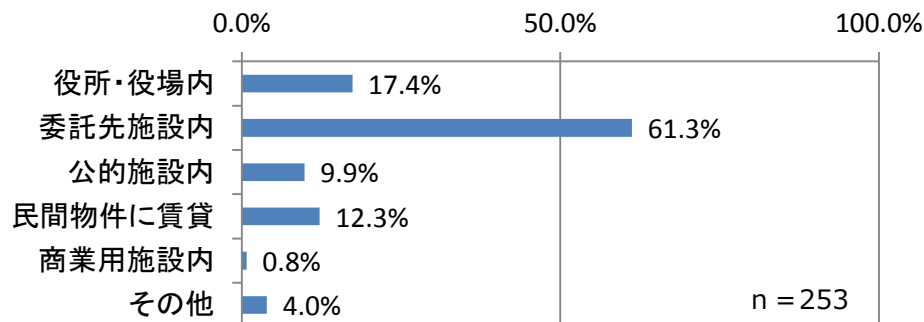
(1) 運営方法



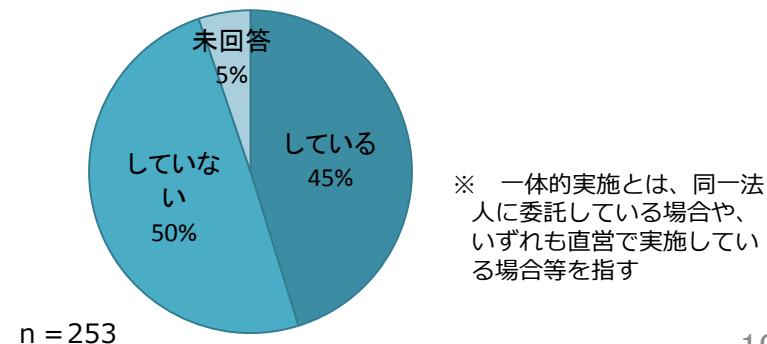
(2) 委託先 (複数回答)



(3) 実施場所 (複数回答)



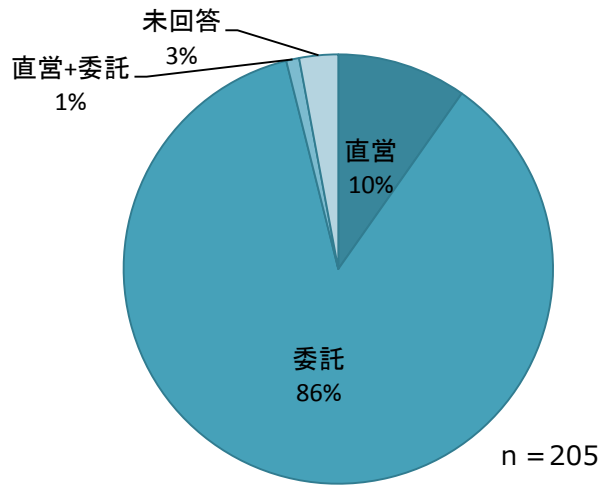
(4) 被保護者就労準備支援事業との一体的実施



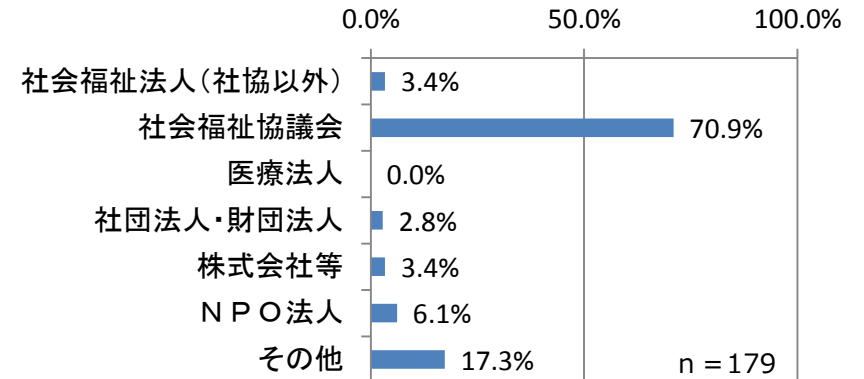
③ 家計相談支援事業

- 家計相談支援事業の運営方法については、約 9 割の自治体が委託で実施しており、委託先は社会福祉協議会が約 7 割と最も多い。
- 事業の実施場所については委託先施設内が約 6 割、次いで役所・役場内が約 3 割となっている。

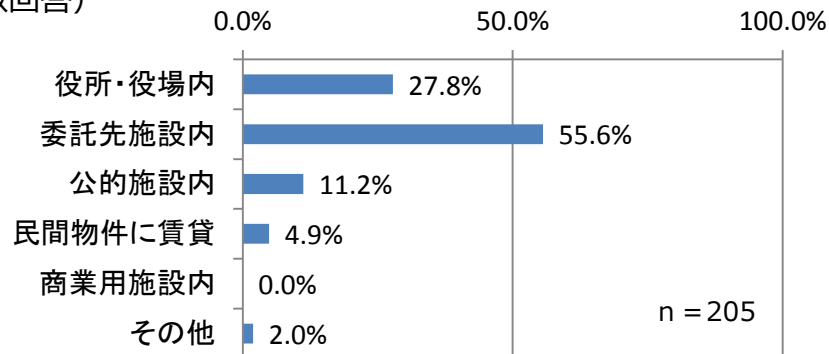
(1) 運営方法



(2) 委託先 (複数回答)



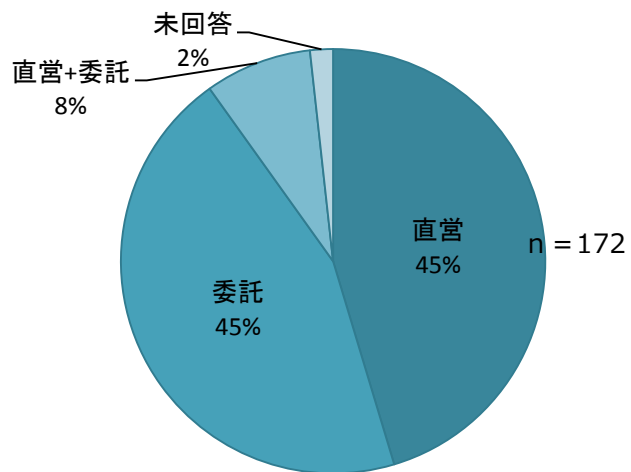
(3) 実施場所 (複数回答)



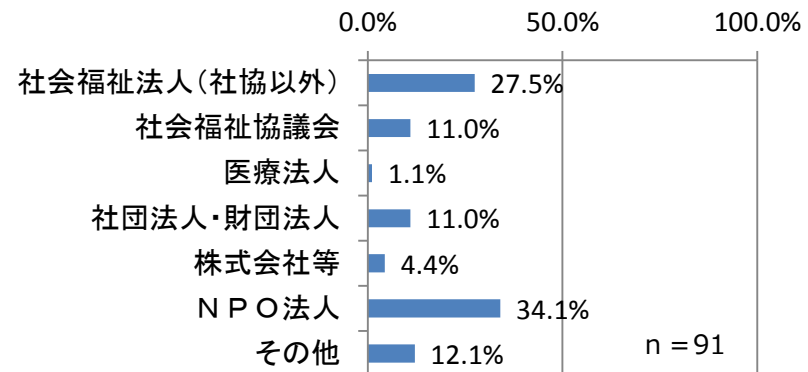
④ 一時生活支援事業

- 一時生活支援事業の運営方法については、直営が約半数と、他事業と比較すると最も多い。
- 委託先はNPO法人が最も多く、3割を超えており、次いで社会福祉法人（社協以外）が約3割となっている。

(1) 運営方法



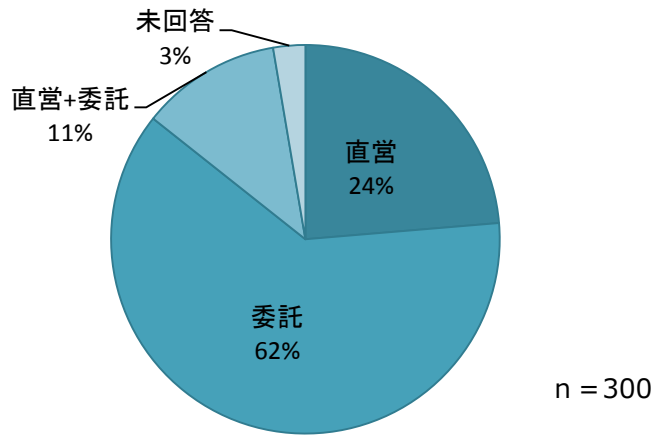
(2) 委託先（複数回答）



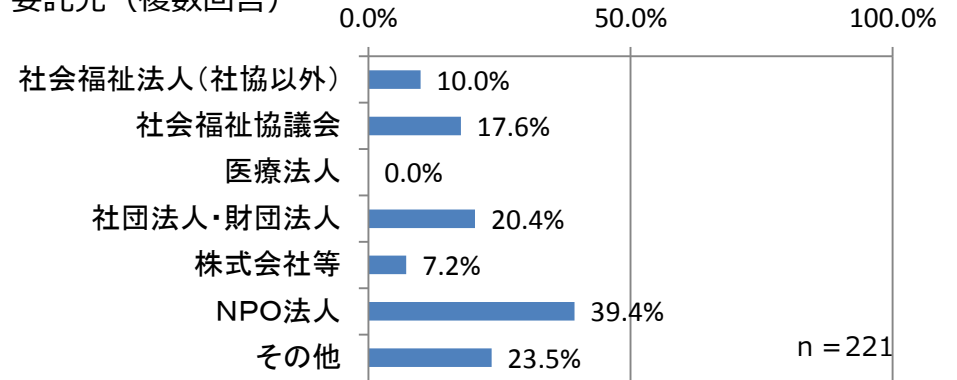
⑤ 子どもの学習支援事業

- 子どもの学習支援事業の運営方法については、委託が約6割となっており、委託先はNPO法人が約4割と最も多い。
- 事業内容については、9割を占める学習支援型だけでなく、居場所の提供型と進路相談支援型が約5割などとなっている。
- 実施形態としては、学習支援型については集合形式で行う場合が6割と多い。
- 学習支援型は平均で週当たり3.6回実施されている。
- 支援対象世帯は生活保護世帯が最も多く9割を超えている。次いで、就学援助受給世帯が約4割、ひとり親世帯と市町村民税非課税世帯が約3割となっている。

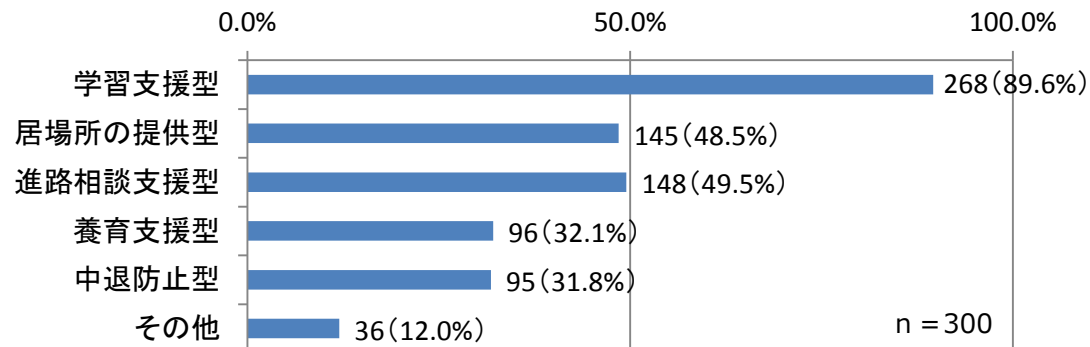
(1) 運営方法



(2) 委託先 (複数回答)



(3) 事業内容ごとの実施状況 (複数回答)



自立相談支援事業における支援員の状況

- 自立相談支援事業における支援員は、実人数で約4,200人となっている。
- 職種別では、相談支援員が約2,300人と最も多い。また、専任の割合は、主任相談支援員が最も多い。
- 兼務の状況では、生活困窮者自立支援制度関連事業以外の事業を兼務している割合が約5割と最も高い。各種任意事業の中では、被保護者就労支援事業と兼務している割合が高い。
- 支援員の体制は、概ね人口に比例して配置数が増えている。
- 保有資格については、3職種とも社会福祉士・社会福祉主事の割合が多い。また、就労支援員は他職種に比べて、キャリアコンサルタントや産業カウンセラーの割合が多い。

(1) 支援員数（実人数）

支援員の実人数	4,162人
---------	--------

※ 複数職種を兼務している場合も1人とカウントしている

(2) 職種別支援員数（兼務あり）

	配置数(※1)		
		うち専任	うち兼務(※2)
主任相談支援員	1,257人(100%)	649人(51.6%)	608人(48.4%)
相談支援員	2,284人(100%)	1,005人(44.0%)	1,279人(56.0%)
就労支援員	1,698人(100%)	388人(22.9%)	1,310人(77.1%)

※1 同一者が各職種を兼務している場合はそれぞれにカウントしている

※2 自立相談支援事業における他の職種との兼務だけでなく、他事業との兼務も含む

(3) 他事業との兼務状況（複数回答）（実人数のうち他事業を兼務している1,610人につき集計）

n = 1,610

	被保護者就労支援事業	就労準備支援事業	家計相談支援事業	一時生活支援事業	被保護者就労準備支援事業	子どもの学習支援事業	その他の生活困窮者自立支援制度に関する事業	左記以外の事業
割合	28.6%	11.9%	13.6%	14.7%	3.4%	9.2%	10.6%	45.6%

より広く支援を届けるために

自らSOSを発することが難しい

どこに相談したらいいかわからない

相談の中身が複雑で対応できていない

困りごとをうまく話せない

課題1 制度の広報・周知

制度利用の「入口」となる自立相談支援機関の情報にアクセスできるようさらなる工夫が求められる。

工夫の例

生活困窮者が訪問する可能性がある公共機関、24時間営業の店舗にチラシ・リーフレット等を配置する。大きさ（カード・サイズにする）も検討する。

課題2 連携体制の構築

関係部局（関係機関）を相談経路とし、生活困窮というニーズを早期に「発見」し、気になる生活困窮者を自立相談支援機関につなぐことが重要。

このために連携体制の構築が必要。こうした体制構築は、支援事例を通じた「出口」整備ひいては「地域づくり」にもつながる。

課題3 相談受付とプラン策定

相談受付

相談受付は、生活困窮に関わる訴えを有する可能性があるものについて行い、その上で、スクリーニングを行う。

プラン策定

プランは、課題解決のために何をめざすかを本人とともに明らかにし、支援内容や役割分担を「見える化」したもの。

支援員が頭の中で考えたことを文字にすることで、より明確化され、チームで共有することが可能となる。

人材養成の取組について

- 平成26年度は、自立相談支援事業従事者の養成研修を実施。
- 平成27年度は、自立相談支援事業従事者に加え、新たに就労準備支援事業従事者及び家計相談支援事業従事者の養成研修を実施。
- 都道府県に対しては、国の研修内容を地域の関係機関や市町村に伝達するための研修会等の企画・実施を要請。

【養成研修の開催日程】

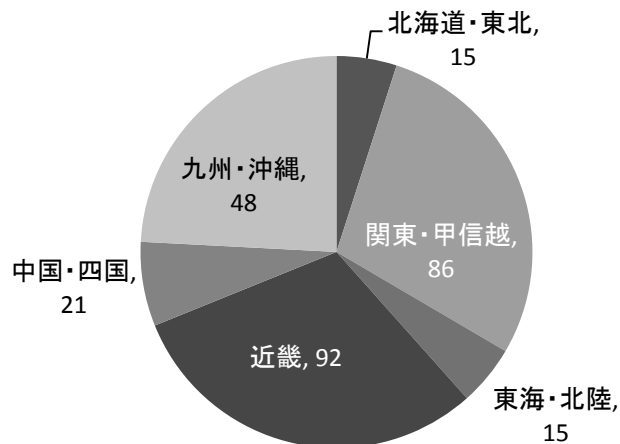
研修対象者		日 程	受講者数
自立相談 支援事業	主任相談支援員	【前期】平成27年 7月15日（水）～17日（金）	239名
		【後期】平成27年 8月25日（火）～27日（木）	237名
	相談支援員	【前期】平成27年 9月 7日（月）～ 9日（水）	240名
		【後期】平成27年 10月 7日（水）～ 9日（金）	
	就労支援員	【前期】平成27年 11月 4日（水）～ 6日（金）	240名
		【後期】平成27年 12月 9日（水）～ 11日（金）	
就労準備支援事業従事者		平成27年 7月27日（月）～30日（木）	117名
家計相談支援員		【第1回】平成27年6月29日（月）～7月 2日（木）	47名
		【第2回】平成27年9月15日（火）～ 18日（金）	47名
		【第3回】平成27年11月30日（月）～12月3日（木）	50名

認定就労訓練事業所の認定状況(平成27年度第1～3四半期)【速報値】

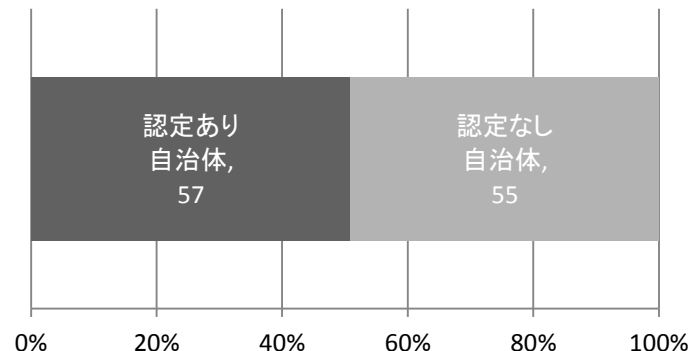
(1) 全体状況

認定件数	302件
利用定員合計	939名

(2) ブロック別の状況 n = 302



(3) 認定主体別の状況 n=112自治体



※認定あり57自治体の内訳：
28都道府県、10政令市、19中核市

(4) 法人種別の状況 n=302

社会福祉法人(高齢者関係)	113
社会福祉法人(障害者関係)	25
社会福祉法人(児童関係)	1
社会福祉法人(保護施設)	11
社会福祉法人(その他)	20
NPO法人	46
生協等協同組合	18
株式会社	36
社団法人(公益及び一般)	5
財団法人(公益及び一般)	2
その他	25

(5) 予定している主な訓練内容 (n=302、複数回答)

食品製造・加工	7
その他製造	11
クリーニング・リネンサプライ	19
農林漁業関連(加工も含む)	15
印刷関係作業	3

福祉サービスの補助作業	71
事務・情報処理	25
清掃・警備	102
建設作業	2
その他	36

○認定主体別の状況(平成27年度第1～3四半期分／認定件数合計302。)

(都道府県)

北海道	2
青森県	1
岩手県	1
宮城県	3
秋田県	-
山形県	1
福島県	1
茨城県	-
栃木県	-
群馬県	-
埼玉県	24
千葉県	16
東京都	4
神奈川県	-
新潟県	1
山梨県	-
長野県	6
富山県	-
石川県	-
福井県	-
岐阜県	-
静岡県	-
愛知県	1
三重県	5

滋賀県	3
京都府	-
大阪府	45
兵庫県	2
奈良県	2
和歌山県	8
鳥取県	1
島根県	-
岡山県	1
広島県	-
山口県	5
徳島県	3
香川県	1
愛媛県	-
高知県	-
福岡県	38
佐賀県	4
長崎県	1
熊本県	-
大分県	-
宮崎県	-
鹿児島県	1
沖縄県	2

(政令指定都市)

札幌市	2
仙台市	-
さいたま市	-
千葉市	13
横浜市	3
川崎市	-
相模原市	7
新潟市	-
静岡市	-
浜松市	-
名古屋市	7
京都市	-
大阪市	16
堺市	7
神戸市	1
岡山市	1
広島市	2
福岡市	-
北九州市	-
熊本市	-

(中核市)

函館市	1
旭川市	1
青森市	-
盛岡市	-
秋田市	-
郡山市	2
いわき市	-
宇都宮市	-
前橋市	-
高崎市	-
川越市	1
越谷市	1
船橋市	-
柏市	3
八王子市	-
横須賀市	-
長野市	7
富山市	-
金沢市	-
岐阜市	-
豊田市	1
豊橋市	-
岡崎市	1

大津市	-
豊中市	4
高槻市	-
東大阪市	3
枚方市	-
姫路市	-
西宮市	1
尼崎市	-
奈良市	-
和歌山市	-
倉敷市	1
福山市	-
下関市	-
高松市	4
松山市	1
高知市	1
久留米市	13
長崎市	-
大分市	-
宮崎市	13
鹿児島市	-
那覇市	1

平成28年度 生活困窮者自立支援法等関係予算(案)

- 自立相談支援事業をはじめとする各種事業を実施するために、平成27年度と同額の400億円を確保した。
- 生活困窮者の自立をより一層促進するために、①子どもの学習支援事業における高校中退防止、家庭訪問の取組強化、②多様な就労支援のための就農促進事業や中間的就労の推進、といった新たな事業を実施する。

	事業名 (補助率)	平成27年度 予算額	平成28年度 予算額(案)	増▲減額	備考
必須事業 (負担金)	自立相談支援事業(3/4)	136 (182)	136 (182)	0 (0)	
	住居確保給付金(3/4)	17 (23)	17 (23)	0 (0)	
	被保護者就労支援事業(3/4)	64 (86)	64 (86)	0 (0)	
	小計	218 (290)	218 (290)	0 (0)	
任意事業 (補助金)	就労準備支援事業(2/3)	35 (53)	35 (53)	0 (0)	H28は就農促進事業(生活困窮者分)2.1億円含む
	被保護者就労準備支援事業(2/3)	29 (43)	29 (43)	0 (0)	H28は就農促進事業(被保護者分)2.1億円含む
	一時生活支援事業(2/3)	23 (34)	23 (34)	0 (0)	
	家計相談支援事業(1/2)	19 (39)	19 (39)	0 (0)	
	子どもの学習支援事業(1/2)	19 (38)	33 (66)	14 (28)	H28は高校中退防止・家庭訪問を強化
	その他の生活困窮者の自立促進事業(1/2)	58 (115)	44 (87)	▲14 (▲28)	H28は就労訓練事業の推進1.4億円を含む
	小計	183 (322)	183 (322)	0 (0)	
合計		400 (612)	400 (612)	0 (0)	

※ 計数は四捨五入による。()書は総事業費。

趣旨

- 生活困窮世帯等の中には、中途退学者、引きこもり等の若年者や、中高年で未就労や社会参加の機会を得られない者が高齢化し、受給期間が長期化する場合もある。このため、これらの者を対象として、就労準備支援事業として農業体験・研修を実施し、就農・社会参加促進を支援するとともに、訓練終了後は、本人の適性や希望などを踏まえて、就農を含めて就労を支援する。

背景

【農業】

- 人口の減少、高齢化、集落機能の低下により農業の保全、継承が困難
- 農業の担い手の育成・確保が重要
- 6次産業化の推進



【生活困窮者等】

- 長期間労働市場から離れているため、就業体験などの段階的な支援が必要。
- 農業活動による心身のリハビリ効果による就労意欲喚起、生活のリズムの回復する効果 等



生活困窮者等への就農(農業法人への就職や農産物の販売等を含む)を含めた就労支援

事業概要

福祉事務所が就農訓練などを実施するNPO法人、農業法人等民間団体のノウハウを活用し、生活困窮者等の就農を含めた就労を支援する。

1 実施主体:都道府県、市、福祉事務所設置町村(社会福祉法人、NPO法人等に委託可)※都道府県については、郡部福祉事務所のみならず、管内の市部福祉事務所も含めて広域的实施も可能。

2 事業内容

(事前調整) ※必要に応じて都道府県が自治体間調整

- ・福祉事務所と連携して支援対象者の選定・説明会の開催
- ・農村自治体や農業法人、森林組合等の受け入れ態勢の調整
- ・住民への理解促進 等

(基礎的研修(例 短期訓練、体験ツアー等:数日~1週間))

- ・農業基礎研修(作物の知識、農業機械の操作等)
- ・研修参加者に対する生活相談・個別相談 等

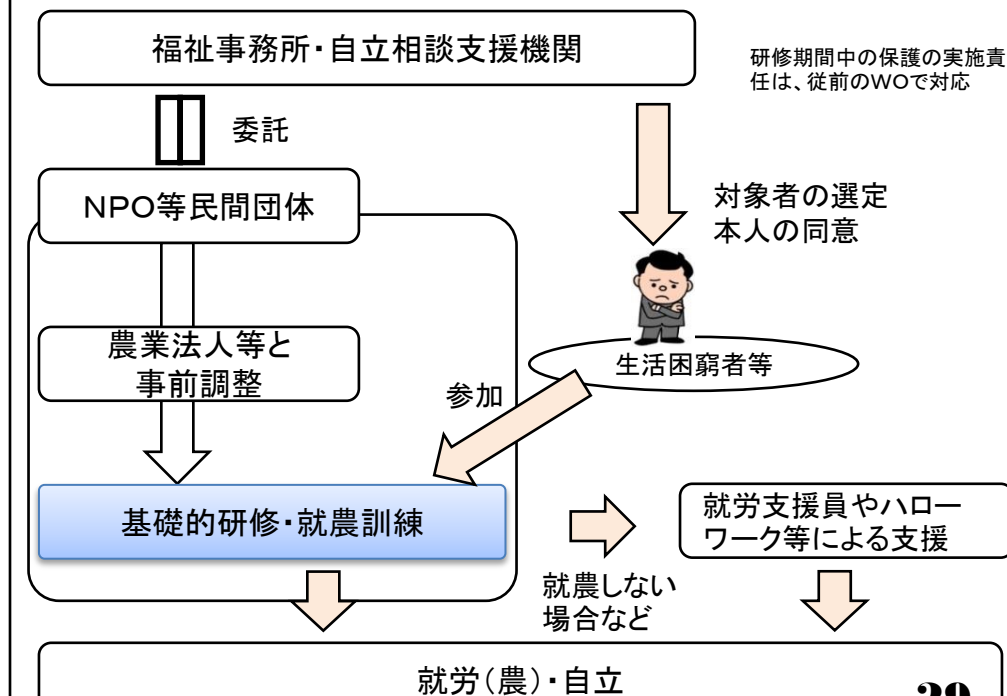
(就農訓練(例:長期訓練、就農支援))

- ・農業実践研修
- ・仲間づくりや地元住民との交流会の開催
- ・研修参加者に対する生活相談・個別相談 等



3 補助率 2/3

事業スキーム



生活困窮世帯の子どもを支援するために、学習支援事業について、高校中退防止及び家庭訪問の取組を強化する。

現状・課題と必要な対応

- 貧困の連鎖を防止するため学習支援は重要な事業。
- 貧困率でみると「中卒」の貧困リスクが非常に高く、子どもの貧困対策大綱でも指標の一つ目に生活保護世帯の高校進学率が掲げられている。
⇒生活困窮者自立支援制度では、自立のポイントとなる高校進学に焦点を当て、中学生への支援を中心に行う。
- 併せて、取組の進んでいない高校中退防止及び家庭訪問について、国庫補助を加算方式とすることで、取組を促進する。

強化策のポイント

高校中退防止の取組強化

- 【現状】○高校中退は中卒に分類されるが、生活保護受給者の高校中退率は5.3%となっており、一般世帯の高校中退率(1.5%)の3.5倍。 ※子どもの貧困対策大綱においても、中退率の改善が掲げられている。
- 平成26年度の実施状況をみると、高校生を対象としている実施自治体は1/5程度の実施に止まる。
(中学生76.3%、高校生18.2%)
- 【課題】○高校進学が就労を含む自立の重要なポイントとなる。
- 学習支援事業により高校進学を果たした後、中退する対象者が多い。
※現場において、中退防止の取組が課題という意見が多い。
- 【取組例】○学習支援事業により高校進学を果たした後に、支援員やボランティアが定期的に面談(近況、卒業後の進路など)を実施。
- きちんと通学できているか心配な場合に、面談等により子どもの様子を確認。
 - 不登校などで中退のおそれのある子どもに対して、学校・教育委員会と連携して支援を実施。

効果

- ★高校進学や、家庭状況の変化にともなう環境変化による子どもの悩みに丁寧に寄り添うことで、子どもが高校卒業の重要性を感じ、卒業後の将来像を持つきっかけとなる。
- ★全日制高校の中退を考える子どもに、通信制高校の選択肢があることについて情報提供を行うことで、中退以外の進路を選ぶことができる。

強化策のポイント

家庭訪問の取組強化

【現状】○本人が複雑な課題を抱えていたり、家庭状況等により、支援が必要だが事業に参加できない子どもや、人間関係の形成に不安があり、集団型の支援になじめない子どもが存在。このため、家庭訪問により早期発見・支援する要請は高い。
○制度施行間もない現時点においては、様々な端緒から親への支援の入口を整備する必要がある。

【課題】○支援が必要な子どもを早期発見し支援を提供し、その自立に資するとともに親の支援につなげる必要。
※現場からの意見に「学習支援に出てこられない子どもの方が支援が必要なケースが多い」が存在。

【取組例】○子ども本人の抱える複合的な課題や、複雑な家庭状況等により、学習支援事業への参加が困難な子どもの家庭に支援員が訪問し、学習項目を教えるほか、子どもや親との関係づくりを行い、学習教室や居場所への参加を促す。
○子どもへの支援と併せて、親の子育てや生活に関する悩み・不安に対してきめ細かく相談支援を実施。
○親や家庭の状況を把握し、親への就労支援や家計相談支援等が必要な場合は、自立相談支援機関と連携して支援。



効果

- ★家庭訪問によって家庭状況を把握した上できめ細かく支援できるため、子どもの学習環境だけでなく、親の生活習慣も改善することができる。
- ★不登校だった子どもが、学習教室や居場所に参加することによって、進学への意欲や自身の将来像を持つきっかけとなる。

事業強化に伴う国庫補助基準額の考え方

- 高校中退防止、家庭訪問の取組を促進するため、これらの取組については基本基準額とは別に加算で措置する。
- 平成28年度の基本基準額については27年度よりも微減とし、その上で、高校中退防止の取組、家庭訪問の取組について、それぞれに所要の加算額を設定する。
- 国庫補助において加算を認める要件の詳細については協議方針等において提示するが、上記の取組例に掲げた内容をはじめ、今般の取組強化の目的に合致している事業を実施することが国庫補助協議において確認できれば可とする方向。

就労訓練事業(中間的就労)の推進

平成28年度予算案 1.4億円

- 都道府県に就労訓練アドバイザー(経営コンサルタントや社会保険労務士等の有資格者)を、福祉事務所設置自治体に就労訓練事業所育成員を配置し、就労訓練実施事業所の開拓・育成を強力に促進する。
 - 地域性に応じた、幅広い職種・業務での就労訓練事業所を獲得するため、業務の切り出し等による生産性の向上と成果の公正な分配に資する調査・研究を各都道府県において委託事業により実施する。
- 【実施自治体数】 5都道府県、50市町村を想定 【補助率】 1/2

